

宇部市障害者差別解消支援地域協議会（会議録）

日時 平成 30 年 6 月 28 日（木） 16：30～18：00

場所 宇部市総合福祉会館 3 階 講習室

出席 委員 17 人（近藤会長、土屋副会長、岡野委員、岡村委員、溝田委員、水田委員、森藤委員、柿内委員、櫻井委員、岡崎(武)委員、糺委員、岡崎(弘)委員、西岡委員、大谷委員、伊藤委員、植野委員、杉谷委員）※欠席 1 人（大田委員）

事務局 3 人（佐々木参事、石津主幹、井上副課長）

■議 題

1 障害を理由とした差別と思われる事例について

（1）概 要

視覚障害（弱視）の A さんが、近所のスーパーマーケットで買い物をし、店員に代金を支払おうとしたところ、店員から代金の支払いは隣の支払機で清算するように言われた。A さんは支払機の使用には不安があり、次の買い物時も支払機を使用しなければいけないと思うと、その店での買い物ができなくなった。なお、支払機の使用方法について、店員から説明はなかった。

《事務局説明》

A さんがよく利用していた店が支払機での清算に変わり、弱視である A さんはその店を利用しづらくなった。そのため、自宅から離れた別のスーパーマーケットへ週 1 度、まとめて買い物をするようになった。なお、店員から支払機の使用方法についての説明等は受けなかったということである。近年、機械化等が進み、セルフレジや支払機での清算が増えている。障害のない人には便利なことでも、障害のある人にとっては、逆に不便になることがある。また、障害があることにより、環境の変化への対応が難しい場合もある。

【委員意見】

A さんは白杖を携帯されていたのか。白杖を携帯していなかった場合、店員は A さんが弱視という認識がもてなかったのではないか。

《事務局説明》

白杖は、使用していなかったと聞いている。そのため、店員は視覚障害者という認識はなかったと思われる。

【委員意見】

Aさんは自分が視覚障害者であるということを店員に申し出たのか。

《事務局説明》

自ら申し出てはいなかったとのことである。また、店員に機械操作等の説明をしてほしいとの依頼もしていない。

【委員意見】

最近のスーパーマーケットでは、セルフレジが増えている。夜に買い物に行くとレジに店員がいない場合もある。機械の操作は、健常者でも慣れるまで難しく、障害者にとってはもっと大変だと思う。

【委員意見】

機械の支払機やセルフレジを設置している店は、障害者や高齢者に配慮する必要がある。

《事務局説明》

市では「ヘルプカード」の導入を考えている。ヘルプカードとは、障害者や高齢者など援助や配慮を必要としている人が周囲に援助を求めていることを示すものである。このカードを提示することにより、障害者が支援を受けやすくなると思われる。市では、このカードの普及と周知を進めていきたいと考えている。

【委員意見】

ヘルプカードを普及させるためには、市役所の窓口での配布だけではなく、必要とする人がヘルプカードを入手しやすいような仕組みを作っていただきたい。

【議長まとめ】

私達の社会は、いわゆる健常者に合わせて作られている。そのため、障害者や高齢者が生活する上でいろいろな支障が出てきている。社会の中でルールとされていることや慣行とされていることが、全ての人にとって、都合のいいものではないということの一つ一つの事例を通して伝えていき、理解していくようにしなければいけないと思う。

(2) 概 要

聴覚障害者の Bさんがスポーツクラブに入会しようとしたところ、担当者から聴覚障害者単独での入会を断られた。

《事務局説明》

聴覚障害者の B さんが水中ウォーキングをするため、手話通訳者と一緒にスポーツクラブへ入会の手続きに行ったところ、担当者から当クラブは利用者全員の安全確保を主として運営しており、トラブルが発生した場合、手話通訳ができる職員がいないため、聴覚障害者単独での入会はお断りしている。入会する場合、通訳者又は介助者と一緒に入会していただき、聴覚障害者と一緒にプールに入り同じメニューを行ってほしいと言われた。なお、市営プールである恩田市民プールでは、事前に聴覚障害であることを申し出てもらえば、単独での利用は可能であり、その場合、係員が必要に応じて支援を行うとの回答を得ている。

【委員意見】

B さんとスポーツクラブの担当者間で、情報の伝達やコミュニケーション手段について、支援や配慮の方法等の話し合いはなかったのか。

《事務局説明》

スポーツクラブ側がどこまで支援や配慮ができるかという話し合いはなく、単独での入会は無理との回答のみであったとのことである。

【委員意見】

この事例については、このスポーツクラブが障害者を受け入れたくないという前提で進んでいることが大きな問題である。障害者への支援や配慮の提案を聞き入れてもらえず、「万が一、何か起きた時に対応ができない」の一言で終わってしまう。今回は手話通訳者や介助者にも、入会して行動をともにすることを条件にするなど、障害者の社会参加に対し理解していない部分が前面に出てきたケースだと思う。いろいろな障害のある人に関わってきたが、障害について理解がない人は、どう支援すれば障害者を受け入れることができるのか、どのような配慮を必要としているのか等を、一緒に考えてみようという思考に至らない。適切な支援や配慮があれば、障害者はもっと社会参加できると思う。逆に、不必要な介助者を付け、必要以上に障害者を干渉することは、障害のある人自身の自立を阻むことになるのではないかと思う。障害者が自分で出来るのにも関わらず、常に誰かに干渉されるということは、本人にとっては不愉快なことではないか。健常者の中には、障害のある人への支援は介助者だけが行えばいいと思っている人も多い。少しの支援や配慮で障害者が社会参加できることを発信していく必要がある。

【委員意見】

事例1の話にもどるが、弱視である視覚障害者も、白杖を持たずに自分で買い物に行きたいという気持ちがある。障害者が健常者と同じように自宅近くのスーパーマーケットに普通に買い物に行けないというのは大きな問題ではないかと思う。

【委員意見】

障害者の中には、「私は病人なんだ、障害者ではない、障害者にはなりたくない」という気持ちもあると思う。このような言い方をすると障害者を特別視するようになるが、あえてこのような言い方をさせていただいた。しかし、様々な訓練をする中で、いろいろなことが出来ることが分かり、それが生きていくエネルギーになる。目標をもってチャレンジすることで、障害と向き合っていこう、付き合っていこうという気持ちになる。障害者となった当初は、障害が恥ずかしいという時期もあると思う。白杖や盲導犬は障害者であるということを周りの人に気づいてもらい、自身の生命や安全を守るものでもある。様々な状況や場面によって、障害者一人ひとりに合った支援や配慮が必要ではないかと思う。

【委員意見】

以前勤務していた職場で、車いす利用者や白杖を持っている人の対応をしていた。その際、事業所には「作業マニュアル」というものがあり、それに従って、従業員は業務を行っている。このスポーツクラブにも「作業マニュアル」があるのではないか。行政が障害者差別や理解について指導や啓発を行えば、そのマニュアルも改善されるのではないかと思う。

【議長まとめ】

このような事例の時に、しばしば言われるのが「安全確保の観点から万が一の時のことを考えてお断りします。」という言葉であるが、障害者差別解消法ではこれは差別にあたる。この法律は、障害者への支援や配慮の方法について、お互いが話し合い、出来る範囲で配慮できることを考えて提案してほしいということ求めている。スポーツクラブに対しては、差別解消法の趣旨を伝え、負担が重すぎない範囲で対応することで、障害者の加入を進めていくよう要望する必要があるのではないか。障害者が社会参加しようとすることを支えることができる環境を少しずつ作っていかればと思う。

(3) 概要

身体障害を持つ子の親が総合病院の身体障害者用の駐車場を利用したところ、警備員から注意を受けた。

《事務局説明》

総合病院で診察を受けるため、自家用車で重度の肢体不自由の障害のある子供を連れて行った。車いす専用駐車場へ駐車し、診察が終わり帰ろうとしたところ、駐車場の係員から「ここは車いすを利用する人が駐車するスペースのため、駐車してはいけない。」と言われた。子どもはバギー型の車いすを利用しており、山口県が発行している身体障害者用の駐車カードも所持していた。その駐車カードを係員に見せても、理解してもらえず、「ここには駐車してはいけない。」と言われた。市がこの総合病院の担当課に状況を確認したところ、病院側としては、子供用のバギー型の車いす利用者も車いす専用駐車場の利用は可能である。駐車場の管理は業者に業務委託をしており、当時担当していた係員がそのことを理解していなかったと思われる。総合病院の担当者から委託先の業者に今回の内容を伝え、今後、このような対応がおこらないよう従業員の指導を徹底するように申し入れたとのことであった。

【委員意見】

障害者やその家族が、安心して駐車場を利用できるように、委託業者の従業員の指導や研修をしっかりと行っていただきたい。

現場で対応する者が、理解していないと何度でも同じようなことが起こってしまう。

【議長まとめ】

この総合病院へは、委託業者の従業員に対し、障害者やそのご家族への支援や配慮について、再度教育、指導等行うよう伝えるとともに、その後の経過も見守っていききたい。

(4) その他協議会に対する意見

【委員意見】

当協議会の役割である、差別事案の分析と紛争解決の後押し of 具体的な対応が見えてこない。当協議会として、それぞれ協議した差別事例に対して、どのような役割を果たしていくのか、考えていかななくてはならないのではないかと。

【委員意見】

事例説明については、提案した人が内容の説明をしたほうが良いと思う。その時の細かな状況が伝えられる。また、それぞれの事例の具体的な解決方法についても、協議会の中で答えを出していくべきだと思う。

2 差別解消に向けた取組について

《事務局説明》

平成30年度の差別解消に向けた取組みとして、障害のある人へのコミュニケーション支援を行う人が専門的な資格を取得する際に必要な費用の一部を助成する事業を実施している。対象となる資格は手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者、同行援護者、ジョブコーチの5つとしている。また、平成29年度から実施しているコミュニケーション支援費用の助成では、点字メニューの作成や音訳のCDの作成、手話通訳者の設置費用の助成を行っている。次に、市民によるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、平成30年度に宇部志立市民大学共生社会学部を開設した。現在、39名が視覚障害や聴覚障害、精神障害、知的障害、発達障害などの障害についての知識や障害の特性に応じたコミュニケーション支援の方法、配慮のポイントなどについて、受講している。市民大学では公開講座と特別コースを設けている。協議会委員にも是非参加していただきたい。次に、平成30年4月から手話通訳のできるコミュニケーション支援員を障害福祉課の窓口配置した。聴覚障害に限らず、様々な障害に対するコミュニケーション支援を行っていくので、市役所に来庁される障害者の方に利用していただきたい。

【委員質問】

手話通訳士や要約筆記者の資格と同行援護やジョブコーチの資格を同等なものとして扱うことに違和感がある。同行援護やジョブコーチの資格は事業所が費用を出して、従業員に資格取得させるものと思っていた。制度的に問題はないのか。

《事務局説明》

この助成制度では、国、県その他の公的機関から補助金を受けている場合は対象外としている。また、申請については事業所ではなく、個人からの申請としている。

【委員質問】

事業所から従業員個人に資格取得を斡旋するような形になるのではないのか。

《事務局説明》

市では、コミュニケーション支援を行う、専門的な人材を増やしていきたいと考えており、事業所からの働きかけについては問題ないものと考えている。

【委員意見】

視覚障害者が社会参加するためには、同行援護者はなくてはならない存在である。単に移動の支援を行うだけでなく、周囲の状況や音以外の情報について、視覚障害者の目の代わりとなって支援してもらっている。

しかしながら、同行援護者や同行援護事業を行う事業者が減少している。是非、市として同行援護者を増やしていくとともに、同行援護者のスキルアップにも力を入れていってほしい。

【委員意見】

コミュニケーション支援の人材育成では、一番コミュニケーションに困難を抱えている発達障害者や精神障害者などを支援する、コミュニケーション支援者の養成が入っていない。今後是非、市として制度の拡大を検討していただきたい。

【議長まとめ】

委員のみなさん、熱心なご審議ありがとうございました。

以上で、第8回宇部市障害者差別解消支援地域協議会を閉会いたします。